（まちづくり委員会要求資料）

令和８年１０月
都 市 計 画 局

１　指定管理を導入している市営住宅の施設管理について（指定管理導入前後の修繕件数、保守点検等の実績及び社会資本整備総合交付金活用事業件数）

⑴　修繕件数

ア　「右京区・西京区内の公営住宅」における修繕件数

R4	R5	R6	R7
管理代行	管理代行	管理代行	指定管理
865 件	685 件	762 件	926 件

イ　「向島市営住宅及び際目市営住宅」における修繕件数

R4	R5	R6	R7
管理代行	管理代行	指定管理	指定管理
842 件	892 件	686 件	708 件

⑵　保守点検等の実績

両指定管理者とも、次の項目について保守点検を実施し、本市に報告しており、指定管理導入前後で業務内容に変更はない。

○　電気機械設備保守点検業務
○　受水槽・高架水槽清掃業務
○　簡易専用水道貯水槽水質検査業務
○　簡易専用水道貯水槽管理検査業務
○　昇降機設備保守点検業務
○　建築物定期点検・安全点検業務
○　緑地保全業務

⑶　社会資本整備総合交付金活用事業件数

ア　「右京区・西京区内の公営住宅」における事業件数

	R4	R5	R6	R7
	管理代行	管理代行	管理代行	指定管理
浴室改善事業	11 件	5 件	6 件	5 件
浴室設置事業	5 件	12 件	5 件	4 件

イ　「向島市営住宅及び際目市営住宅」における事業件数

	R4	R5	R6	R7
	管理代行	管理代行	指定管理	指定管理
高齢者住戸改善事業	1 件	0 件	2 件	5 件
浴室改善事業	1 件	8 件	9 件	6 件

２　市営住宅の管理代行制度及び指定管理者制度における情報公開に係る規程及び取扱いの異同について

市営住宅の管理代行制度及び指定管理者制度における情報公開に係る規程は以下のとおりであり、その取扱いに異同はない。

⑴　本市の保有文書

文書	適用される規程
管理代行業務に係るもの	京都市情報公開条例
指定管理業務に係るもの	

⑵　管理代行者又は指定管理者の保有文書

文書	適用される規程	備考
管理代行業務を実施する者（京都市住宅供給公社）が保有するもの	京都市住宅供給公社情報公開規程	いずれも京都市情報公開条例と同旨（別紙参照）
指定管理者が保有するもの	情報公開に関する協定	

別　紙

情報公開に係る規程の比較

京都市情報公開条例	京都市住宅供給公社情報公開規程（管理代行）	情報公開に関する協定事項（指定管理）
（公文書の公開義務） 第７条　実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。 ⑴　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第２項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ⑵　個人情報の保護に関する法律第６０条第３項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第４項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第１項本文に規定する保有個人情報から削除した同法第２条第１項第１号に規定する記述等若しくは同条第２項に規定する個人識別符号 ⑶　法人（本市、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	（文書等の原則公開） 第７条 公社は、公開申出があったときは、公開申出に係る文書等に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、申出者に対し、当該文書等を公開するものとする。 ⑴　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項という。次条第２項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ⑵　個人情報の保護に関する法律第６０条第３項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第４項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第１項本文に規定する保有個人情報から削除した同法第２条第１項第１号に規定する記述等若しくは同条第２項に規定する個人識別符号 ⑶　法人（公社、国及び地方公共団体並びにこれらに準じる団体（以下「公社等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。	（文書等の公開） 第６条　乙は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る文書等に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該文書等を公開するものとする。 ⑴　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第２項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ⑵　法人（京都市、国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ　公社の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
⑷　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報	⑷　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあると公社が認めることにつき相当の理由がある情報	⑶　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると乙が認めることにつき相当の理由がある情報
⑸　本市等の内部又は相互間における審議、検討又は　協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	⑸　公社又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの	⑷　甲等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に〈乙の株主、〉債権者若しくは市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
⑹　本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ オ　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	⑹　公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、公社等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ イ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ウ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	⑸　甲等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、甲等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ イ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ウ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
⑺　法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により明らかに公開することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から公開しては	⑺　法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により明らかに公開することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から公開しては	⑹　法令（条例を含む。）の規定により明らかに公開することができないとされている情報

ならない旨の個別的かつ具体的な指示（地方自治法第 245 条第１号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。）がある情報	ならない旨の個別的かつ具体的な指示がある情報	
（部分公開） 第８条　実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。	（部分公開） 第８条 公社は、公開申出に係る文書等の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、申出者に対し、当該部分を除いた部分につき公開するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。	（部分公開） 第７条　乙は、公開請求に係る文書等の一部に非公開情報が記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、文書等の公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該文書等の公開するものとする。
２　公開請求に係る公文書に前条第１号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。	２　公開申出に係る文書等に前条第１号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。	２　公開請求に係る文書等に前条第１号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。
（公文書の存否に関する情報） 第９条　公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。	（文書等の存否に関する情報） 第９条 公開申出に対し、当該公開申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、公社は、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該公開申出を拒否することができる。	（文書等の存否に関する情報） 第８条　公開請求に対し、当該公開請求に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、乙は、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。
２　実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、速やかに、その旨を京都市情報公開・個人情報保護審議会条例第１条に規定する京都市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。		